

令和3年4月より契約時の課税事業者届出書の提出が不要になります

令和3年3月
大洲市財政契約課

大洲市発注の工事及び業務委託の契約締結時に、落札者より「課税事業者届出書」または「免税事業者届出書」を提出いただいておりますが、落札者の事務軽減のため、令和3年4月1日以降に契約する工事及び業務委託について、免税事業者からのみ「免税事業者届出書」の提出を求め、課税事業者からの「課税事業者届出書」の提出は不要といたします。

※「免税事業者届出書」の提出がない場合、課税事業者として契約手続きを行いますので、契約締結時に届出書の提出もれがないようご注意ください。

	令和3年3月までに契約	令和3年4月1日以降に契約
課税事業者	課税事業者届出書 必要	課税事業者届出書 不要
免税事業者	免税事業者届出書 必要	免税事業者届出書 必要